

延滞金のリスクを減らしましょう！

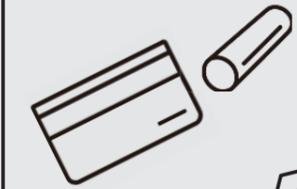
口座振替は、次の3ステップでお申し込みができます

(下記の支店に口座振替の依頼書が備え付けてあります)

依頼書に必要事項を記入*



通帳届出印を押印



金融機関に提出



BANK

*納税通知書に記載してある氏名番号も必要です

**3月31日(月)までにお申し込みいただければ
固定資産税第1期の納付に間に合います！**

口座振替がおすすめる理由

- 納付書での納付には延滞金のリスクがあります
納期限を過ぎると延滞金が発生します。納付書で納める場合、うっかり期限を過ぎてしまうことも・・・
- 口座振替なら確実に納期限内に納付ができます
口座振替ならば納期末日に自動引き落としされるので、納め忘れることなく、確実に納期内納付できます。

常陽銀行 長岡支店 平須リテールステーション
水戸信用金庫 茨城町支店 平須支店 筑波銀行 県庁支店
水戸農業協同組合 いばらき支店 中央労働金庫 水戸南支店
ゆうちょ銀行 町内郵便局 茨城県信用組合 奥谷支店

【問合せ先】 税務課 収納グループ
029-240-7104 (直通)

定期带状疱疹ワクチン予防接種についてのご案内

令和7年度から、定期の予防接種に带状疱疹ワクチンが追加されます。町では、対象の方に対して带状疱疹ワクチン接種費用の一部を助成する予定です。

- ▶**带状疱疹と予防接種**
带状疱疹は、過去に水痘(いわゆる「みずぼうそう」)にかかった時、体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。带状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっています。带状疱疹ワクチン接種を受けることで、発症を防ぐだけでなく、発症した場合でも症状を軽減する効果があります。
 - ▶**ワクチンの種類・回数・接種費用**
生ワクチンと不活化ワクチンの2種類のワクチンがあります。接種回数と標準的な接種費用は右の表のとおりです。
- | | 接種回数 | 1回あたりの標準的な接種費用
(医療機関によって異なります) |
|---------|------|-----------------------------------|
| 生ワクチン | 1回 | 8,860円 |
| 不活化ワクチン | 2回 | 22,060円 |
- ▶**定期接種の対象者**
対象者は、①～③のいずれかの項目に該当する方です。対象者には予診票を個別通知します。
①年度内に65歳を迎える方
②60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
③令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳(※)となる方
※100歳以上の方については、令和7年度に限り全員対象となります。
 - ▶**助成額・予診票について**
接種費用の助成額、予診票の送付時期については、現在検討中です。詳細は、広報いばらき4月1日号、町ホームページにてお知らせします。

【問合せ先】 健康増進課 ☎029-240-7134 (直通)



町ホームページはこちら

消費生活センター

賃貸住宅の「原状回復」トラブル

～どっちが払うの？修繕費用～

引越しの多い春は賃貸住宅の退去費用に関する相談が多くなります。特に、原状回復について、退去時に多額の修繕費用を請求されたなどの相談が多いため、引越し前にトラブルに遭わないためのポイントを確認しておきましょう。

相談事例

◆敷金・礼金不要のアパートを退去したら、契約書の記載と異なるエアコン清掃代や、入居前からあったフローリングの傷の修繕費用まで請求された。

▲**トラブルにあわないために**

- ・借主は賃貸住宅の退去時に、自分の不注意等による損傷がないときは、原状回復義務はありません。
- ・修繕費用は経過年数が考慮され、年数が多いほど借主側の負担割合は少なくなります。
- ・上記などを踏まえ、貸主側から示された修繕費用等に不満や疑問があるときは、「国土交通省のガイドライン」を参考に確認しましょう。

【原状回復をめぐるトラブルとガイドライン (国土交通省)】
<https://www.mlit.go.jp/common/001016469.pdf>

・原状回復費用の負担について貸主と話し合いで解決できず、敷金を返してもらえないなどのトラブルになってしまった際は、消費生活センター等へ相談しましょう。



困った時は早めに消費生活センター等に相談を！

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎029-291-1690 (直通)
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時 (土・日・祝日を除く)
消費者ホットライン ☎188 (局番なし)